



2023年7月25日

各 位

会 社 名 株式会社ケーユーホールディングス
代表者の 代表取締役社長 板 東 徹 行
役 職 氏 名
(コード番号 9856 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取締役上席執行役員 長 澤 伸 二
経 理 企 画 部 長
(TEL 042-799-2435)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2023年8月24日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 320,000株
(3) 処分価額	1株につき1,212円
(4) 処分総額	387,840,000円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	取締役(監査等委員である取締役を除く)4名 213,000株 執行役員 1名 6,000株 子会社取締役 11名 98,000株 子会社執行役員 1名 3,000株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2017年5月25日開催の取締役会において、当社の社外取締役以外の取締役および子会社取締役（以下「対象取締役」という。）に対する中長期的な企業価値向上に資する新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議し、また、2017年6月27日開催の第45期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」という。）として、年額400百万円以内の金銭報酬を支給することおよび譲渡制限付株式の譲渡制限期間として1年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることおよび2021年6月24日開催の第49期定時株主総会において譲渡制限付株式報酬の上限を年額800百万円以内とすることならびに2022年6月28日開催の第50期定時株主総会において譲渡制限期間を10年間から30年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要】

対象取締役は、本制度に基づき当社又は当社子会社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が発行し又は処分する普通株式の総数は、年 600,000 株以内とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業績、対象取締役の職責の範囲および諸般の事情を勘案し、対象取締役の更なるモチベーションの向上を目的として、金銭報酬債権合計 387,840,000 円（以下「本金銭報酬債権」という。）、普通株式 320,000 株を付与し、譲渡制限期間を 30 年と設定いたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役 17 名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について処分を受けることとなります。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2023 年 8 月 24 日～2053 年 8 月 23 日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点で、本株式の譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役が任期満了又は定年その他の正当な理由、死亡により退任又は退職した場合の取り扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役が、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも任期満了もしくは定年その他の正当な理由、死亡により退任又は退職した場合には、対象取締役の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

②解除株式数

①で定める当該退任又は退職した直後の時点において保有する本割当株式の数に、対象取締役の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を 12 で除した数（その数が 1 を超える場合は、1 とする。）を乗じた数の株数（1 株未満の端数が生ずる場合は切り捨てるものとする。）とする。ただし、死亡により退任した場合は、付与対象取締役の相続人が保有する本割当株式の全部について譲渡制限を解除する。

(4) 当社による無償取得

譲渡制限が解除されない本割当株式について、譲渡制限が解除されないことが決定した時点の直後をもって当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意している。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、譲渡制限期間の開始月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）に組織再編等承認日において保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第52期事業年度の譲渡制限付株式報酬として当社又は当社子会社から支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2023年7月24日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である1,212円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上